

守山市告示第 414 号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能であるため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、守山市総務部税務課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和 8 年 8 月 7 日

守山市長 森 中 高 史



種 類	税 目	年 度	期 別	納 税 義 務 者 の 住 所 お よ び 氏 名	
督促通知書	市・県民税 特別徴収	7	5 月	株式会社 匠	滋賀県守山市水保町 2222